

発議第二号

皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議について

第十四条第一項及び第二項の規定により提出します。議案を、別紙のとおり会議規則

平成二十五年三月十八日 提出

提出者 養老町議会議員

田中 敏弘
水谷 久美子
岩瀬 進
中村 辰夫
野村 永一
早崎 百合子
吉田 太郎
三田 正敏
大橋 三男
長澤 龍夫
岩永 義仁

養老町議会議長 松 永 民 夫 様

皆川雅子議員に対する議員辞職勧告決議

平成二十五年二月二十一日に発覚した、養老町嘱託職員による養老町斎苑「清華苑」使用料の着服事件については、平成二十五年三月七日に養老町が刑事告訴した。

この事件により町に与えた損害は大きく、また、嘱託職員であることから、町に対する町民からの信頼を失墜させた重大な犯罪である。

今回の事件は、葬儀を出した町民の心情に思いを馳せれば、故人を送る遺族の思いを、遺族の知らないところで踏みにじるものであり、到底承服できるものではない。皆川雅子議員は、このような事件を起こした嘱託職員の親であり、また、同居家族でもあることから、町民からの議会に対する批判や非難の声は非常に厳しく、議会も信頼を著しく損なうこととなった。

議員は選挙を通じて、町民からの負託を受けた公職（特別職の地方公務員）であり、その活動は公費によって賄われる身分であるため、法律より高い道徳倫理規範が課せられた公人である。

よって、本町議会は、皆川雅子議員は、自分の子が犯した犯罪について、社会的、道義的責任を自覚し、自ら速やかに町議会議員を辞職することを勧告するものである。

以上のとおり決議する。

平成二十五年三月十八日